秋田藩における御札山の管理・利用

芳賀和樹

はじめに
一　「山林御札控」「御札山略図」の編纂
（一）　山林資源の推移と林政の展開
（二）　文化期における「山林御札控」の編纂
（三）　文政期における「御札山略図」の編纂
二　御札の発行と掲示のシステム
（一）　御札の発行と控えの作成
（二）　御札の掲示
（三）　御札の再発行
（四）　御札の引き上げ
三　御札山の数と目的・分布の推移
（一）　御札山の内訳と分布の特徴
（二）　御札山の増加と目的・分布の変化
四　御札山の管理・利用の諸相
（一）　御札山の採草地利用
（二）　御札山の「伐尽」
（三）　村方による御札の発行願い
おわりに

はじめに

本稿の目的は、御札山制度の分析を通じて、秋田藩（図1）における山林資源の管理と利用の特徴を考察することである。

この御札山は、藩が山林資源を保護・育成するために利用を厳しく制限した山林を指し、一七世紀初頭から領内各地で設定された。藩は特定の山林を御札山に指定する際、その区域や保護・育成の目的を記載した木製の御札を地元の村に発行し、該当する山林へ掲示させた。これが御札山と呼ばれるゆえんである[1]。その数は多く、文政期（一八一八～三〇）の時点で確認しうるものだけでも、約一〇〇〇か所にのぼる。したがって、御札山は同藩における山林資源の管理と利用を論じるうえで、重要な検討対象なので

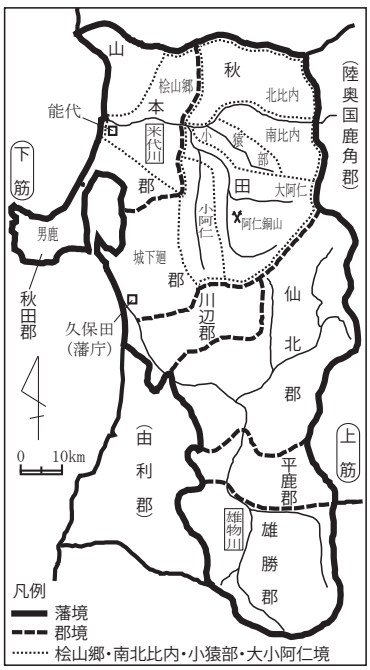

図1　秋田藩領の概略図
出典：秋田県編『秋田県林業史 上巻』（秋田県、1973年）、104頁の図に加筆修正して作成。

ある。

こうした御札山については、既に岩崎直人氏や村井英夫氏による研究と、『秋田県史』や『秋田県林業史』の分析がある。このうち岩崎氏は、詳細な検討を加えていないものの、「御札山と称せしは、民間の用に供するため林木を養護する場合」で、「村方又は箇人の出願により制札を掲示」した山林と定義した[2]。この点は村井氏も同様の理解で、「御札山は民需を対象として設定された」と論じ、①近世初期には水源涵養・水害防備を目的とした御札山が多いこと、②元禄期（一六八八～一七〇四）ころからは「天然に生長する有用樹種の稚樹を保護し、その生長を促進するため」の御札山が増加すること、③「農民が植林をする場合、保護の万全を期するため、藩に申請して御札の下付を受けた」こと、④「郷林が御札山となっている」ことなどを指摘した[3]。これに対して『秋田県史』は、当時県庁に保管されていた「御札山略図」という史料を用いて、平鹿郡・雄勝郡以外の御札の発行年代を検討し、元禄期以降における御札山の増加理由を「山林の荒廃は年と共に厳しくなったから、藩では（中略）将来にそなえて有望な山林を指定して新林の育成をはかった」と説明した[4]。ここでは、岩崎氏・村井氏の見解とは異なり、御用材を確保しようとする藩の主体性が強調されている。続く『秋田県林業史』は、記述の大部分を岩崎氏・村井氏の研究と『秋田県史』に依拠したうえで、それらを折衷し、「（御）札山の設置は山林の育成という点からみるならば藩にとっても農民にとっても必要な制度であった」と結論した[5]。

右の先行研究を通覧すると、御札山制度の特徴が一定程度明らかになった一方で、以下の三つの問題が指摘できる。第一に、御札の発行と掲示のシステムそのものが未解明な点である。御札による山林資源の管理は秋田藩の特徴であり、その基礎的な研究が求められる。第二に、史料的制約によって、平鹿郡・雄勝郡の御札山が分析対象に入っていない点である。『秋田県史』が用いた「御札山略図」は、当時山本郡・秋田郡・川辺郡・仙北郡の分しか発見されておらず、藩領全域にわたる分析は不可能であった。こうした状況に対して、筆者は林野庁東北森林管理局で、平鹿郡・雄勝郡の「御札山略図」を見出した。これにより、御札山の数と目的・分布の推移を、総合的に分析することが可能となった。第三に、御札山の管理・利用の実態が追究されていないことである。御札山がどのような存在であったのかを、具体的な事例から明らかにする必要がある。

そこで本稿では、「御札山略図」に加え、後述する「山林御札控」などの関連史料を用いることで、右の諸問題に検討を加えたい。

一　「山林御札控」「御札山略図」の編纂

（一）　山林資源の推移と林政の展開

本章では、山林資源の推移と林政の展開を整理したうえで、分析素材となる「山林御札控」「御札山略図」の性格を明らかにする。

秋田藩は良質な山林資源に恵まれており、一七世紀初頭から藩営の用材・薪炭材生産が盛んであった[6]。とりわけ、藩北部の米代川流域と男鹿半島は全国でも有数のスギの産地で、山本郡と秋田郡の比内・小猿部・阿仁・男鹿には、「能代木山」と呼ばれる藩直轄林が広く設定された。この能代木山から生産された用材は、米代川河口の能代に集められ、領内・領外へと移送された。元和・寛永期（一六一五～四四）に能代から領外へ販売された用材の代銀は、一か年二〇〇～三〇〇貫目にものぼった[7]。

しかし、一七世紀も後半になると次第に山林資源が減少し、藩はその保護・育成に乗り出していく。具体的には、寛文・延宝期（一六六一～八一）から御留山（直轄林）・御留木（直轄木）の指定によってスギ・ヒバなどの伐採規制を進めたほか[8]、元禄期（一六八八～一七〇四）にかけて林政担当の役人を整備し[9]、宝永・正徳期（一七〇四～一六）には青木（針葉樹）の植栽や雑木（落葉広葉樹）の保護・育成を村々に命じた[10]。特に正徳期には、植栽したスギ・ヒバなどが成林した場合、その立木を藩と林主で五対五に分収する旨を明文化している[11]。この制度を歩分林制度と呼ぶ。それまでは、たとえスギ・ヒバなどを植栽しても、林主の用益権は明確でなかったので、歩分林制度の創出は植林奨励策としては画期的であった。

一方で、この時期には、山林資源をめぐる新たな問題も生じている。寛文一〇年、米代川支流の阿仁川流域に阿仁銅山が開鉱し、宝永五年には三六〇万斤を出銅するという最盛期を迎えた。そのため、製錬に不可欠な薪炭材の需要が急激に高まり、阿仁銅山近郊の山林資源はみるみるうちに減少した。そこで元文五年（一七四〇）、藩は秋田郡の阿仁を中心に「銅山掛山」と呼ばれる直轄林を設定して、山林資源の保護・育成を図った[12]。さらに、宝暦期（一七五一～六四）になると、藩は「番山繰」の立案・普及によって、銅山掛山の持続的な利用に力を入れるようになった[13]。

こうしたなか、寛政期（一七八九～一八〇一）には、凶作で疲弊した村々の立て直しなどを目的に、藩政改革が開始された[14]。この時期には林政もまた藩政改革と連動し、村々の相続援助と耕地の維持・復興を図るため、ウルシをはじめとする諸産物とともに、スギなどの山林資源を育成することが奨励された。さらに、右の方針を徹底させるため、藩は寛政七年から同一一年にかけて、領内山林のほとんどを、民政・農政担当の郡方に移管・集約していった。従来は目的や用途に応じて、複数の担当部局がそれぞれの山林を支配していたので、この郡方への林政集中は、秋田藩の歴史上重要な意義を持つ[15]。

ところが、郡方は山林資源の育成を村々に奨励する一方で、自らは経済的利益を追求した杣出しを実施し、かえって既存の山林資源を減少させた。そのため、藩は文化二年（一八〇五）から林政の刷新を企図し、これを木山方に管掌させた。この木山方は、木山掛奉行を長官とし、次官に相当する木山方吟味役のもとに、実務を担う林取立役などを編成した林政担当部局である。こうして開始された一九世紀林政改革は、①山林資源の実態調査とその記録化、②山林の取り締まり、③植林の奨励、④利用方法の改

善と統制を基調とし、山林資源の保護・育成と、その持続的利用を推進するものであった。なかでも、スギなどの植栽を奨励するため、長らく五対五のままであった分収割合を、林主に有利となるよう三対七に変更した点は特筆される(16)。

（二）　文化期における「山林御札控」の編纂

秋田藩における一九世紀林政改革のもう一つの特徴に、林政に関する記録の作成がある(17)。こうした記録の作成は、長期的な視野に基づいて山林資源の管理と利用を進めるうえで、必要不可欠な施策であった。

この一環として、文化九年（一八一二）一〇月に完成したのが「山林御札控」である(18)。同史料は「御札扣是迄木山方ニ無之」との理由から(19)、過去に発行された御札の記載内容を木山方で収集・編纂したものであり、御札山制度の実態を解明するうえで、最も基礎的な史料の一つである。本節では、編纂方法が記された一巻の冒頭部分を引用し、その性格を検討する。

〔史料1〕

山林御札控取纏之次第

一、(第一条)山林御札控、御評定所御旧記を主とし、尚今般六郡村々より御札写為差出之、合考之上相纏之

一、(第二条)御評定所御扣、村方書出と不引合処ハ朱にて其訳記置、御扣に無之、村方書出によりて補候分ハ肩へ朱にて補之字記置

一、(第三条)御評定所御控、惣而老中名前無之、今度村方書出に拠て書載之

一、(第四条)御札年月と老中名前不引合分ハ、惣し而御書替之節先年始而被掛置候時之年月江、御書替之時之月番老中名前認候古例に候故なり、其中ニ者御書替之節年月・名前共相改候分茂間々有之、是異例なり

一、(第五条)御札先年より老中名前を以被掛置候処、寛政七卯年郡奉行江木山被相任候ニ付、郡奉行名前ニて掛置候、文化二丑年木山方担に被相復候以来、如古老中名前を以被掛置之

但、植立被任置候等ニ付札掛(御欠)置候節、木山方奉行名前にて掛置候事茂有之

一、(第六条)山守・符人之名前、村方より書出候分ハ書載之、書出無之分ハ不記之

右御札扣、菊地山三郎「林(朝書)取立役」取纏之、木山方役々遂吟味、達老中相定もの也

尓時文化九年　（家老・木山方役人署名省略）
申十月(20)

これによると、村々へ発行された御札の記載内容は、藩の評定所で書き留めておくことになっていた。しかし、編纂にあたって村々に御札の写しを提出させ、それと評定所の控えを対照したところ（第一条）、両者の記載には一部相違がみられた。さらに、評定所には控えすら残っていない御札の存在も明らかになった。こうした記載の相違点は朱書きし、村方からの申告でのみ存在を知りうる御札は、肩に「補」と朱書きして収録している（第二条）。加えて、評定所の控えには概して家老の署名がないため、それも村々から提出された写しを用いて補筆している（第三条）。なお、御札の発行年月と家老の名前が対応しない場合があるのは、御札を再発行する際に、年月はそのままとする一方で、署名は実際の月番家老が行うという「古例」ゆえであった。反対に、再発行の際に年月と名前の双方を改めるのは「異例」であった（第四条）。また、御札の署名者は「先年」から家老

であったが、郡方が林政を担当していた寛政七年（一七九五）から文化二年までの間は郡奉行が署名した。その後、木山方が林政を管掌するようになると、従来通り家老が署名したが、例外的に木山掛奉行が署名する場合もあった（第五条）。山守や符人の名前も、村々から申告があれば記録したという（第六条）。

右の編纂方法のうち、前半の内容は文章だけではわかりにくい。そこで、実際に「山林御札控」の記載例を四点示し、説明を補足しよう。

〔史料2〕

下院内村之内、未那坂平臼館東者坪か沢嶺限観音山林境より西者湯の沢休石長根限嶺限水落次第、林に立置之間、下草にても刈取へからさる者也

享保二十年二月日　　大越甚右衛門(21)

〔史料3〕

小野村別当林之内、嶺限水落次第岩の上東平通、林に立置之間、下枝たり共伐取へからさる者也

貞享四年六月日　　大越甚右衛門

「(朱書)村方書出、別当林を別水林と有之(22)」

〔史料4〕

下院内村之内、小沢東なて突沢より折廻し林崎前平通長根崎まて嶺限水落次第、林に立置之間、下枝にても伐取へからさるもの也

宝永七年七月日

「(朱書)右ハ村方書出に無之(23)」

〔史料5〕

「(朱書)補」

上院内村貝沢之内、大桑の沢・小桑の沢両平水落次第、林に立置之間、不可伐取もの也

享保十三年七月日　　小場源左衛門(24)

史料2は、評定所の控えと、村方から提出させた写しに相違がみられない場合である。雄勝郡下院内村のうち、「未那坂平臼館東者坪か沢嶺限観音山林境より西者湯の沢休石長根限嶺限水落次第」の場所は山林に育成するので、たとえ「下草」であっても刈り取ってはならない旨が記されている。なお、御札の記載は基本的にこの形式を取るが、①「林に立置」の部分が目的に応じて変化する点（第二章参照）、②「下草」「刈取」の部分が場合によって「下枝」「伐取」などに変化する点を指摘しておく。

史料3は、史料2の反対で、評定所の控えと、村方から提出させた写しに相違がみられる場合である。この例では、評定所の控えには「別当林」とあるものの、村方から提出させた写しには「別水林」とあり、そのことが朱書きされている。

史料4は、評定所には控えが残っているものの、村方からは申告がなかった場合で、そのことが朱書きされている。このような場合には、村方から申告できない理由（御札の腐朽・焼失など）について報告があれば、その旨も朱書きされた。なお、評定所の控えには概して家老の署名がないため、史料2と史料3は、家老の名前を村方から提出させた写しを用いて補筆していると推測される。しかし、史料4の例では、村方から写しの提出がなかったため、家老の名前は不明となっている。

史料5は、史料4の反対で、評定所には控えが残っておらず、村方からの申告でのみ御札の存在を知りうる場合である。そのことを示すため、肩に「補」と朱書きがある。

なお、史料1には記されていないが、特別な理由（区域・目的の変更など）によって御札が再発行された場合には、該当する御札の部分に、その旨が朱書された。

このように、年月の経過とともに評定所の控えには不備が生じ、文化期には現実の御札と一致しなくなっていた。「山林御札控」の編纂は、林政改革を進めようとする木山方が、過去に発行された御札の記載内容を一つ一つ点検して取りまとめ、領内の御札山を再把握しようとした点で意義がある。なお、この編纂事業は、林取立役の菊地山三郎が御札控取纏掛として担当し、木山方役人が吟味したうえで、家老の決裁を得て完了した。事業の開始は文化九年三月六日[25]、完了は同年一〇月二九日なので[26]、編纂には約八か月を要している。前掲史料1の末尾には、家老四人と木山方役人一八人が連署しており、「山林御札控」の編纂は、藩にとって重要な事業であったことが窺われる。

（三）　文政期における「御札山略図」の編纂

文政期（一八一八〜三〇）になると、御札山の様子や場所を描いた絵図が作成され、これに御札の記載内容を書き添えた「御札山略図」が編纂された[27]。編纂年代は明らかでないが、収録された御札の発行年代の下限が文政五年なので、そのころの編纂と推測される。同史料は、管見の限り秋田県公文書館に一〇冊[28]、東北森林管理局に一一冊[29]、国立公文書館に二冊[30]、合計二三冊残されている[31]。この「御札山略図」は、前掲の「山林御札控」と並んで、御札山制度に関する最も基礎的な史料の一つである。御札の記載についてはすでに述べたので、ここでは図2を参照しながら絵図の特徴を押さえておこう。

まず、河川が青色、道路が赤色で示され、流域の山林が緑色で描かれている。この緑色は、雑木や草が生育している様子を表現したものと考えられ、それを裏付けるように「雑木立相応」「笹草立」などの記述がみえる（ア・イ）。また、一部の山林には、①青色で針状の線（ウ）、②土色の線とそれに直交する青色の線（エ）、③黒色の点と黒色で弓なりの線（オ）が描き込まれている。これらの記号は、絵図に添えられた林相に関する記述を踏まえると、特定の樹種を表現したものと推測される。具体的には、①スギ、②マツ、③ヤナギを指すと考えて良い。このほか、屋敷や神社、耕地、岩場などが、御札山の場所の目印（ランドマーク）として描かれている。

なお、「御札山略図」には、もう一つ見逃せない点がある。それは、それぞれの御札山について、関連する情報や村方からの願書、それに対する藩の書付などを収録している点である。特に願書の多くは文政四年・五年のもので、文面をみると、木山方役人による廻在と御札山の見分を契機に作成されたことが看取できる（第四章参照）。収録された御札の発行年代の下限が文政五年であることを考慮に入れると、この木山方役人による廻在と御札山の見分は、「御札山略図」編纂の前提であったといえよう。木山方は、絵図や御札の記載内容とともに、廻在・見分の過程で知り得た情報や受け取った願書などを「御札山略図」に集約させることにより、それを御札山制度の基礎台帳として運用しようとしていたと考えられる。

以上のように、文化〜文政期（一八〇四〜三〇）には、林政改革の一環として、木山方の役人が藩庁に居ながら、領内に分布する御札山を一定程度把握できる仕組みが整えられた。次章では、「山林御札控」と「御札山略図」を手がかりに、御札の発行と掲示のシステムを明らかにする。

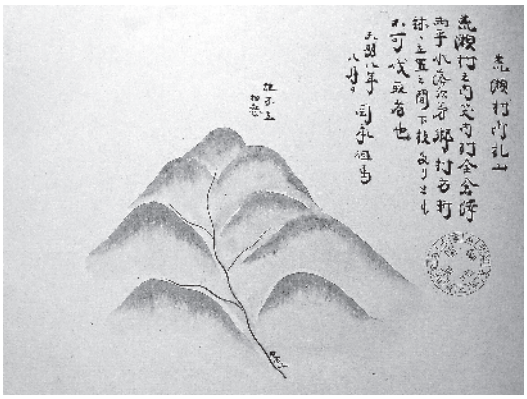

ア）「雑木立相応」とあり（秋田郡荒瀬村）。

イ）「笹草立」とあり（秋田郡李台村）。

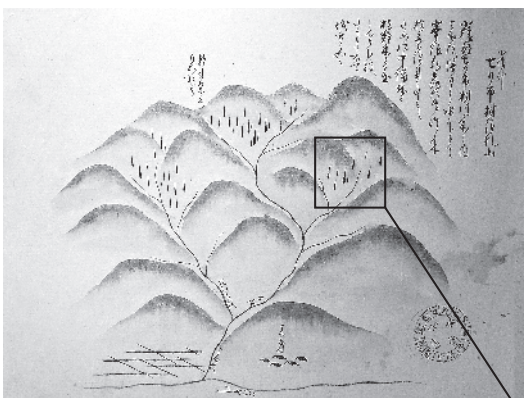

ウ）「雑木若木立、自然杉有」とあり（秋田郡七日市村）。

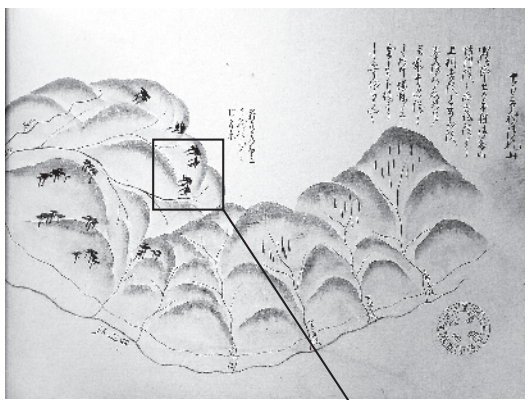

エ）「雑木若木立、自然杉少々、
松間原」とあり（秋田郡七日市村）。

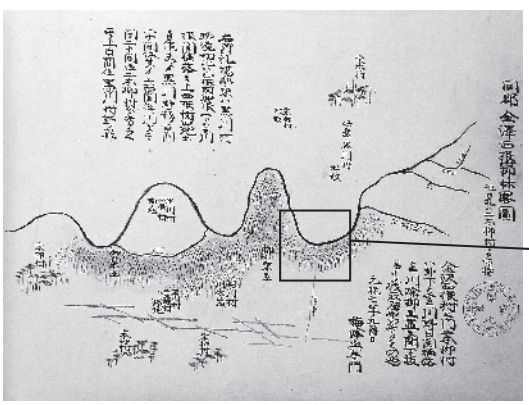

オ）「柳小柴立」とあり（仙北郡金沢西根村）。

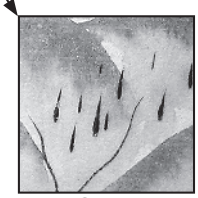

①スギ

②マツ

③ヤナギ

図2 「御札山略図」の例

出典：ア～エ「秋田郡御札山略図 小猿部・大阿仁・小阿仁」（秋田県公文書館蔵、史料番号：県C-451）、オ「御札山略図 乾」（秋田県公文書館蔵、史料番号：県C-457）をもとに加筆して作成。

二　御札の発行と掲示のシステム

（一）　御札の発行と控えの作成

先述の通り、御札の発行には、原則として家老の署名が必要であった。ただし、寛政七年（一七九五）から文化二年（一八〇五）までの間は、郡奉行の署名で発行することが許された。文化二年以降は、従来通り家老が署名したが、例外的に木山掛奉行が署名する場合もあった。そして、発行した御札の記載内容は、評定所で控えておくことになっていた。

一方、御札を拝領した村々は、それを山林へ掲示するまえに控えを作成した。「山林御札控」所収の仙北郡心像村の事例によると、「御札無残朽損じ候故、村方扣より写取書出候よし」[32]とあり、編纂過程で御札の写しを求められた同村は、御札自体は朽ちて損なわれていたので、代わりに村の控えから記載内容を写し取って提出している。なお、同史料所収の仙北郡鎌川村の事例によると、「御札数年に相成、朽損当時無之、尚又右扣ハ先肝煎居宅類焼之砌焼失致候よし」[33]とあり、御札の控えは肝煎の屋敷で保管されていた。

（二）　御札の掲示

控えの作成を終えた村々は、山林に御札を掲示した。「山林御札控」所収の雄勝郡水沢村・仙北郡嶺吉川村の事例によると、「先年より山江掛置候故、文言相見得不申由」[34]「拾壱ヶ山江御札立置候所、三拾四五年以前朽損無之由」[35]とあり、編纂過程で御札の写しを求められた両村は、山林へ長年掲示しておいたために、御札そのものは摩耗・腐朽してしまったと報告している。ここから、御札が山林へ掲示されていたことが指摘できる。

それでは、御札の掲示はどのような方法で行われたのであろうか。この問いに答えるための貴重な手がかりが、秋田郡七日市村の肝煎を勤めた長岐家に残されている。長岐家で保管されている御札（図3）によると、御札の裏側には溝が切られており、棒を下から滑らせて差し込むこと（ホゾ組み）ができるようになっていた。この点から、御札は立て札として山林に掲示されていたことが窺われる。

ただし、後述するように、御札は常に山林に掲示されたとは限らず、肝煎の手元で保管される場合もあった。実際、長岐家で保管されている御札は、状態の良さを踏まえると、山林に掲示されていたとは考えにくい。

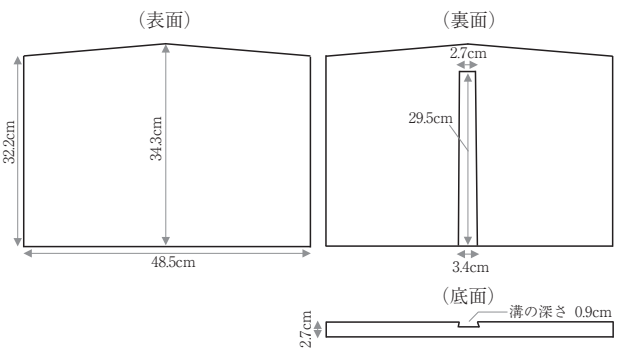

図3　御札の形状
出典：秋田県北秋田市長岐家保管の御札（文政6年）より作成。

（三）　御札の再発行

先述の通り、御札を再発行する際には年月はそのままとし、署名のみ実

際の月番家老が行うことになっていた。ここでは、どのような場合に御札が再発行されたのかを整理する。

ア　御札の腐朽・焼失

はじめに、御札そのものの腐朽・焼失による再発行について検討する。まず、「山林御札控」所収の仙北郡小杉山村の事例によると、「享保十八年丑四月より御札七枚山元江立置候所、其後段々朽損じ当時御札壱枚も無之ニ付、御書替願申出候」[36]とあり、享保一八年（一七三三）に七枚の御札が発行されたものの、長年山林に掲示してきたため、文化九年（一八一二）の時点ですべて腐朽して一枚も残っていなかった。そこで同村は、これを契機に御札の再発行を出願している。

また、同史料所収の仙北郡稲沢村の事例によると、「御札先年肝煎徳左衛門預居候所、同人居宅類焼ニ付右御札焼失致、其後御書替願申上置候よし」[37]とあり、肝煎が御札を保管しておいたところ、屋敷が火事に見舞われた際、一緒に焼失してしまったという。その後、同村は御札の再発行を出願している。

なお、同史料所収の仙北郡境村の事例によると、「前度野火焼にて損じ、御文言不相分よし」[38]とあり、御札を山林に掲示しておいた場合でも、野火焼によって焼失することがあったようである。この事例では言及されていないが、野火焼による焼失の場合でも、御札の再発行が出願されたと考えられる。

イ　境界表現の修正

次に、御札の境界表現を修正するための再発行に注目する。「御札山略図」所収の仙北郡西長野村・八割村の事例によると、「右山処元禄年中被指出候御札御文言と地形引合不申候間、此度見分之上右之通認直」[39]「右御札宝暦年中弐枚被指出候御文言と方限引合不申候ニ付、此度見分之上右之通御文言認直ス」[40]とあり、御札山のなかには、実際の境界と御札の表現が一致しないものがあった。こうした場合には、見分のうえ、境界表現を修正するために御札が再発行された。

ウ　区域・目的の変更

御札に記載された区域や保護・育成の目的を変更するために、御札が再発行されることもあった。

まず、区域の変更について検討する。「御札山略図」所収の秋田郡綴子村の事例によると、「八千枚沢も御札地之処、地形不宜、木立不相成、先年より草飼同様故、村方依願見分之上、御札御文言より除之」[41]とあり、「八千枚沢」が山林資源の育成に不向きな地形であり、先年から採草地同様の状態であるとの理由で、村方の出願に基づき、御札山の区域から除外されている。また、「山林御札控」所収の秋田郡山内村の事例によると、「小作沢水落次第と有之所、御障有之ニ付、追而御書替被下候事に被仰付候よし」[42]とあり、理由は明確でないものの、「御障」があるとの理由で、「小作沢水落次第」が御札山の区域から除外されている。

続けて、目的の変更について検討する。「山林御札控」所収の仙北郡金沢東根村の事例によると、「寛政七卯年、水野目之文字被加置、御書替被下置候」[43]とあり、御札の記載が「林に立置」から「水野目林に立置」と書き替えられている。この水野目林は、現代の表現に置き換えると水源涵養林に相当する。つまり、右の事例では、保護・育成の目的が、用材や薪炭

材を生産するための「林」から、水源涵養林に相当する「水野目林」に変更されたことになる。

エ　御札の分割

最後は、御札の分割再発行について説明する。「御札山略図」所収の仙北郡嶺吉川村・川辺郡宝川村の事例によると、「右御札ハ方限十一ヶ山なり、壱ヶ山限丸星を印(ママ)て方限とス、右山処諸方ニして連続せざる故、三四枚之御札ニ分て方限を委細ニ認被立下候事ニ申含候(44)」「御札一枚ニ御座候得共、てよひか沢別地処故略図二枚ニ認、但御札御書替相渡候事ニ村方江申含候(45)」とあり、一枚の御札で、不適当に広い範囲の山林が御札山に指定されていた。そこで藩は、それらを複数に分割して御札を再発行している。

（四）　御札の引き上げ

こうして発行された御札は、必要に応じて、藩に引き上げられることもあった。まず、「御札山略図」所収の雄勝郡下関村の事例によると、「天保十二丑年田地開発ニ付、御引上相成候(46)」とあり、耕地開発を理由に御札が引き上げられ、御札山の指定が取り消されている。

また、「御札山略図」所収の仙北郡金沢西根新田村の事例は、耕地開発による御札の引き上げに関して、藩の意思決定過程が読み取れる好例である。それを示した張紙を左に引用し、分析を加えよう。ちなみにこの御札は、享保二〇年（一七三五）に家老大越十郎兵衛の名前で発行されたもので、その目的は「水除」であった(47)。「水除」とは洪水の被害を抑えることを指し、「川除」とも表現される(48)。当時から洪水の被害を抑えるためには樹木の植栽が有効であるとされ、藩は川沿いの村々に対して、特にヤナギを植栽するよう奨励している(49)。このようにして保護・育成された林を、本稿では川除林と呼んでおく。現代の言葉に置き換えると、水害防備林に相当する。したがって、この御札で指定された区域は、しばしば河川の氾濫にさらされた肥沃な土地で、治水さえできれば、生産性の高い耕地として活用可能であったと考えられる。

〔史料6〕

右御札柳林地処、於郡方開発被成候ニ付、木山方ニ而指障り無之哉、御検地役寺門主水・須田利兵衛、安間只兵衛江懸合ニ付、吟味役大井隼人・橋本甚之丞申合候処、外ニ指障りも無之候故、絵図面を以役頭太縄安太郎殿江唯兵衛(ママ)伺候処、御家老御名前御札之事故、御伺之上可被仰渡被仰含候、右絵図面を以御用番源一郎殿江安太郎殿御伺被成候処、御聞被届候段被仰渡候候趣(ママ)、唯兵衛(ママ)江被仰渡候、御検地役右両人江木山方ニ而指障無之段、唯兵衛(ママ)挨拶ニ相及候

尓時文政十三年
寅五月廿二日(50)

本史料によると、郡方が当該区域へ耕地を開発しようとした。そこで、郡方属役の検地役二人が、安間へ支障の有無を問い合わせた。この安間は、木山方の林取立役を勤めていたと思われる(51)。これを安間から報告された木山方吟味役の大井・橋本は、検討の結果、支障なしと判断し、木山掛奉行の太縄へ決裁を求めることになった。ところが太縄は、御札が家老の署名によって発行されている事実を重視し、家老に最終的な決裁を仰いだ。そして、家老の許可が得られると、木山方では支障ない旨が、安間経由で検地役に通達されている。

このように、耕地開発による御札の引き上げは、「郡方（検地役）→木山方（林取立役→木山方吟味役→木山掛奉行）→家老」という過程を経て決定された。

なお、右の知見は、御札山制度の運用全般について、重要な示唆を与えてくれる。つまり、御札の引き上げだけでなく、御札の発行や再発行の場面でも、その決定に家老の意思が一定程度反映されていたと考えられるのである。

以上のように、家老の署名などによって御札が発行されると、その記載内容が評定所で控えられた。御札を拝領した村は、控えを作成したあとで立て札に仕立て、山林へ掲示した。ただし、御札を山林へ掲示せず、肝煎が保管しておく場合もあった。その後、必要があれば、（ア）御札の腐朽・焼失、（イ）境界表現の修正、（ウ）区域・目的の変更、（エ）御札の分割などの理由で御札が再発行された。また、場合によっては御札が引き上げられ、御札山の指定が取り消されることもあった。こうした御札山制度の運用には、木山方役人だけでなく、家老の意思も一定程度反映されていた。

三　御札山の数と目的・分布の推移

（一）　御札山の内訳と分布の特徴

本章では、「御札山略図」に基づいて御札山の数と目的・分布の推移を明らかにし、その特徴を考察する。

まず、図4とその附表には、目的と分布に留意して、文政期（一八一八～三〇）の時点で確認しうる御札山の数をまとめた。これによると、御札山の合計数は約一〇〇〇か所にのぼった。郡別の割合をみると、多い順に秋田郡・仙北郡・雄勝郡・山本郡・平鹿郡・川辺郡となっている。秋田郡のなかでは、城下廻での設定が最も多く、その数は山本郡を上回る。したがって、御札山の設定は、能代木山・銅山掛山という藩直轄林が広範に設定され、藩営の用材・薪炭材生産が盛んであった地域（山本郡と秋田郡の比内・小猿部・阿仁・男鹿）よりも、それ以外の地域で比較的多かった点が指摘できる。

ところで御札山の目的は、林の保護・育成と萱の保護・育成に大別できる。前者は九五九か所、後者は二か所で、このほかに目的の不明なものが二六か所ある。つまり、御札山の九七パーセントは、林の保護・育成を目的としていたことになる。なお、林の保護・育成と一口にいっても、その理由は、①用材や薪炭材などを生産するため、②自然環境を調整するため、の二つに区別できる。本稿では、①を生産林（五七五か所）、②を環境林（三八四か所）と便宜的に呼称する。さらに、この環境林は、水野目林（二六四か所）・川除林（一〇九か所）・砂除林（七か所）・頽雪除林（四か所）に分類できる。ただし、環境林のほとんどは水野目林か川除林であった。これらを現代の表現に置き換えると、水野目林は水源涵養林、川除林は水害防備林、砂除林は飛砂防備林、頽雪除林は雪崩防止林に相当する。合計に占める各林の割合をみると、生産林が五八パーセント、水野目林が二七パーセント、川除林が一一パーセントとなっており、この三つが御札山の設定の主な目的であった。

目的に留意して、各郡の御札山の特徴を検討すると、秋田郡の城下廻と、仙北郡・平鹿郡・雄勝郡で水野目林の設定が多い。これらの地域は、秋田藩領のなかでも、耕地生産力の比較的大きい地域であった（表1）。また、

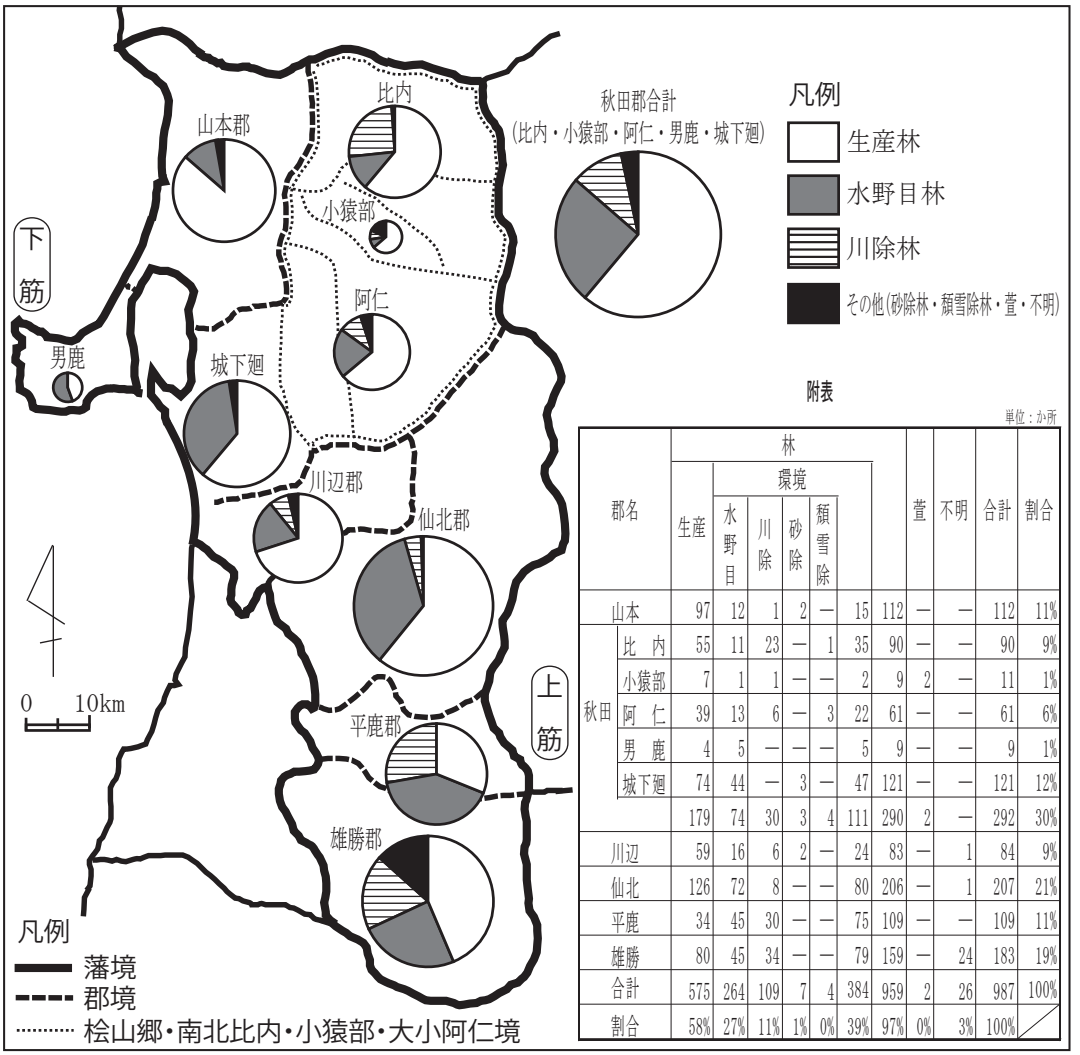

附表

単位：か所

郡名		林 生産	林 環境 水野目	林 環境 川除	林 環境 砂除	林 環境 頽雪除	林 環境	萱	不明	合計	割合
山本		97	12	1	2	—	15	112	—	—	112	11%
秋田	比内	55	11	23	—	1	35	90	—	—	90	9%
	小猿部	7	1	1	—	—	2	9	2	—	11	1%
	阿仁	39	13	6	—	3	22	61	—	—	61	6%
	男鹿	4	5	—	—	—	5	9	—	—	9	1%
	城下廻	74	44	—	3	—	47	121	—	—	121	12%
		179	74	30	3	4	111	290	2	—	292	30%
川辺		59	16	6	2	—	24	83	—	1	84	9%
仙北		126	72	8	—	—	80	206	—	1	207	21%
平鹿		34	45	30	—	—	75	109	—	—	109	11%
雄勝		80	45	34	—	—	79	159	—	24	183	19%
合計		575	264	109	7	4	384	959	2	26	987	100%
割合		58%	27%	11%	1%	0%	39%	97%	0%	3%	100%	

図4　御札山の数と目的・分布

出典：秋田県編『秋田県林業史 上巻』（秋田県、1973年）、104頁の図に加筆修正して作成。県C-450「御札山略図 御城下廻近村五十目・男鹿迄」、県C-451「秋田郡御札山略図 小猿部・大阿仁・小阿仁」、県C-452「秋田郡御札山略図 小猿部・大阿仁・小阿仁」、県C-453「秋田郡御札山略図 北比内・南比内」、県C-454「山本郡御札山略図」、県C-455「川辺郡御札山略図」、県C-456「仙北郡御札山略図 坤」、県C-457「御札山略図 乾」、山口6001「小猿部・南比内御札山絵図 上」、山口6002「北比内御札山絵図 下」（以上は秋田県公文書館蔵）、図面64「山本郡御札山略図」、図面65「川辺郡御札山略図」、図面66「仙北郡御札山図」、図面67「仙北郡御札山図面 上」、図面68「仙北郡御札山 下」、図面69「平鹿郡御札山略図」、図面70「雄勝・平鹿郡御札山絵図面」、図面71「秋田郡御札山略図 小猿部・大阿仁・小阿仁」、図面72「秋田郡小猿部・両阿仁村々 御札山絵図」、図面73「秋田郡御札山略図 御城下廻近村五十目・男鹿迄」、図面74「秋田郡御札山略図 北比内・南比内」（以上は東北森林管理局蔵）、分館-06-033-00・平19農水10415100「御札山絵図面（雄勝・平鹿郡）」、分館-06-033-00・平19農水10566100「御札山絵図面（川辺郡）」（以上は国立公文書館蔵）より作成。

註：円グラフの大きさは合計数に比例。附表の割合は小数点第1位を四捨五入。

表1　秋田藩の石高（寛政期）

単位：石

郡名		石高	割合
山本		29,028	9%
秋田	比内・小猿部・阿仁・男鹿	42,371	14%
	城下廻	37,480	12%
		79,851	26%
川辺		18,710	6%
仙北		81,385	26%
平鹿		56,289	18%
雄勝		47,545	15%
合計		312,808	100%

出典：「六郡惣高村附帳」（秋田県公文書館蔵、史料番号：県A-27-1・2）より作成。

註：石高は当高。割合は小数点第1位を四捨五入。石高は斗の値を四捨五入。

川除林の設定は、米代川上流の比内と、雄物川上流の平鹿郡・雄勝郡で多かった。ちなみに、設定数がわずかな砂除林と頽雪除林は、一部の地域に偏在している。砂除林は、海風に乗って飛んでくる砂から屋敷や耕地などを守るため、山本郡から川辺郡にかけての沿岸地域で設定された。これに対して頽雪除林は、降雪が多く、雪崩の起こる危険性が高い秋田郡の内陸山間地域で設定された。

（二）　御札山の増加と目的・分布の変化

次に、御札山の数と目的・分布の推移を図5に示した。九八七か所のうち、設定年代が明らかな御札山は八八五か所（約九割）にのぼるので、これらを分析することで、御札山制度の展開を把握できる。

本図によると、御札山の設定は元和四年（一六一八）を初見とし、慶安期（一六四八～五二）から次第に増加していった。とりわけ、貞享期（一六八四～八八）から享保期（一七一六～三六）にかけての増加が著しい。元文期（一七三六～四一）以降、御札山の設定はやや落ち着くが、寛政・享和期（一七八九～一八〇四）に再び急増している。

目的をみると、元和期から寛永期（一六二四～四四）初頭までの御札山は、すべて水野目林として設定されている。その後、生産林や川除林も加わるが[52]、宝永期（一七〇四～一一）までは水野目林の数が最も多い。この点から、御札山制度は当初、水野目林の設定を主な目的としていたことが窺える。なお、水野目林の数は、特に貞享期から享保期にかけて増加している。ちなみに、秋田藩における新田開発の最盛期は、慶長期（一五九六～一六一五）末から天和期（一六八一～八四）にかけてで、寛永二年には二三万石余りであった石高が、宝永二年には三九万石余りまで増加している[53]。したがって、この時期における水野目林の設定は、新田開発の進展に呼応するものであったといえる。とりわけ、貞享期から享保期にかけての設定が多い理由としては、①新田開発の結果、より多くの用水が必要になったこと、②水田面積をさらに拡大するよりも、既存の水田から確実な収穫をあげようとしたこと、③活発な用材・薪炭材生産によって山林資源が減少し、水源涵養機能が低下しつつあったこと、などが考えられる。

生産林の数に目を向けると、慶安期から次第に増加するようになり、とりわけ宝永期から享保期にかけて急増していることが確認できる。宝永七年には生産林の数が水野目林の数を上回り、以後は生産林が首位を維持する。貞享期から享保期にかけての御札山の著しい増加は、水野目林の増加もさることながら、生産林の急増によるところが大きい。こうした生産林急増の背景には、元禄期（一六八八～一七〇四）における林政担当役人の整備と、宝永・正徳期（一七〇四～一六）における青木の植栽および雑木の保護・育成の奨励があったと考えられる。ここで、正徳三年に林役人（林政担当

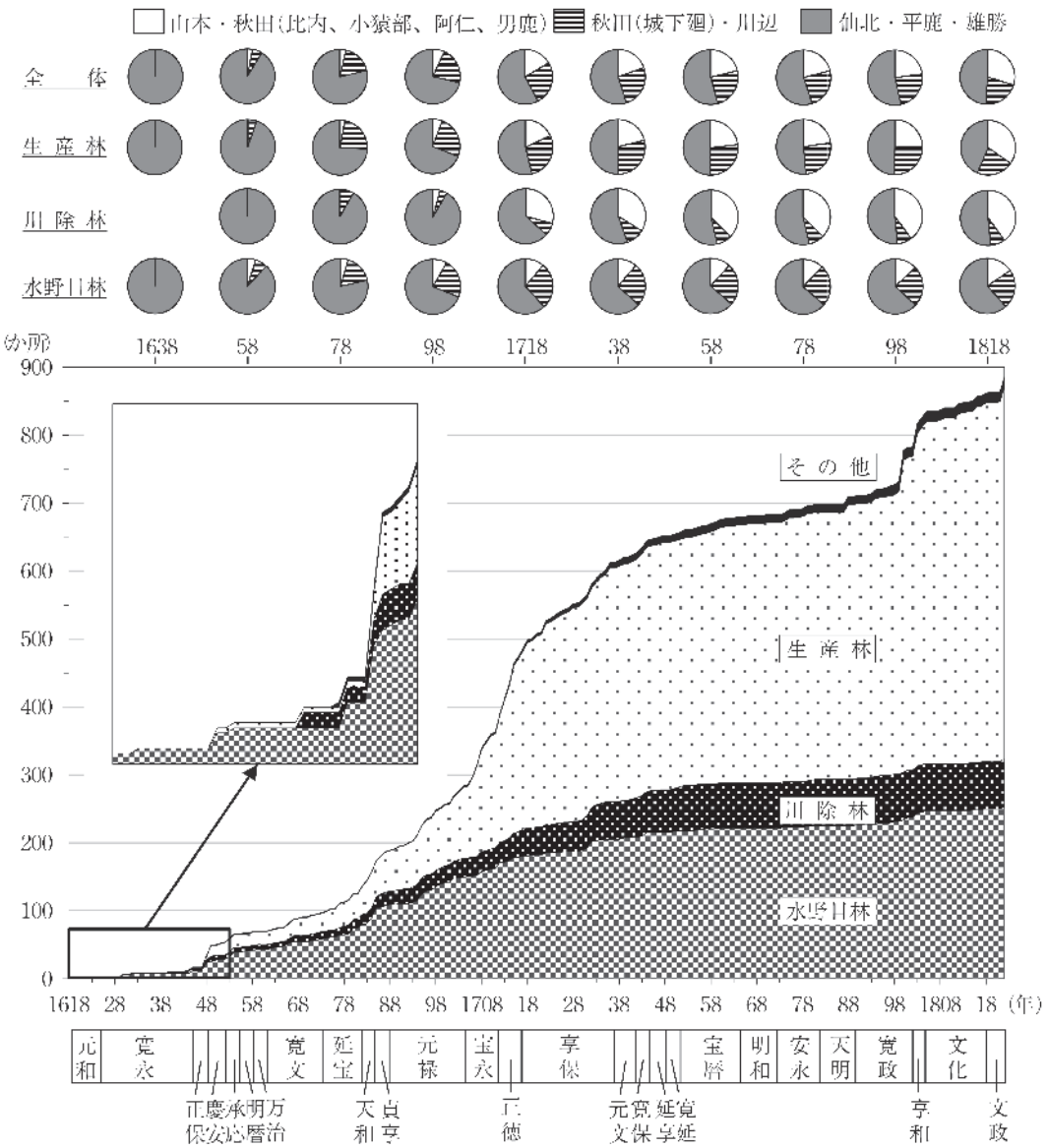

図5　御札山の数と目的・分布の推移

出典:県C-450「御札山略図 御城下廻近村五十目・男鹿迄」、県C-451「秋田郡御札山略図 小猿部・大阿仁・小阿仁」、県C-452「秋田郡御札山略図 小猿部・大阿仁・小阿仁」、県C-453「秋田郡御札山略図 北比内・南比内」、県C-454「山本郡御札山略図」、県C-455「川辺郡御札山略図」、県C-456「仙北郡御札山略図 坤」、県C-457「御札山略図 乾」、山口6001「小猿部・南比内御札山絵図 上」、山口6002「北比内御札山絵図 下」(以上は秋田県公文書館蔵)、図面64「山本郡御札山略図」、図面65「川辺郡御札山略図」、図面66「仙北郡御札山図」、図面67「仙北郡御札山図面 上」、図面68「仙北郡御札山 下」、図面69「平鹿郡御札山略図」、図面70「雄勝・平鹿郡御札山絵図面」、図面71「秋田郡御札山略図 小猿部・大阿仁・小阿仁」、図面72「秋田郡小猿部・両阿仁村々 御札山絵図」、図面73「秋田郡御札山略図 御城下廻近村五十目・男鹿迄」、図面74「秋田郡御札山略図 北比内・南比内」(以上は東北森林管理局蔵)、分館-06-033-00・平19農水10415100「御札山絵図面(雄勝・平鹿郡)」、分館-06-033-00・平19農水10566100「御札山絵図面(川辺郡)」(以上は国立公文書館蔵)より作成。

註:面グラフは積み上げ式で、一番上の線は御札山全体の設定数の推移を示す。正確な設定年代が不明で、年号のみ明らかな御札山は、その年号の最後の年に組み入れた。その他は、砂除林・頽雪除林・萱および目的が不明なもの。1618～53年の推移については、識別しやすいように拡大表示した(縦横比は便宜的に変更)。1638年以前の川除林の設定は確認できないため、円グラフは示していない。

役人）へ通達された書付に目を向けよう。[54] 本書付によると、「村々草飼場之外、郷人望次第、新林無遠慮可被相立候」とあり、採草地以外の場所へ、積極的に「新林」を育成させることが命じられた。「新林」育成の目的については、「新林此度被立置候義者、近年薪・材木等払底ニ付諸民為御恵被仰付候」とあり、用材・薪炭材を村々に安定供給するためであったという。そして、「自今以後御札被立置候ニ者、古林御書替之御札ハ林役人名前なし、新取立林ハ御裏書ニ林役人名前御書加へ可被成候事」とあるように、今後御札を掲示する際、「新取立林」（新林）については裏面に林役人の名前を記入し、反対に「古林」の御札を再発行する場合には林役人の名前を記入しないよう定められた。ここでは、林役人の記名についてはひとまず措き、正徳期に奨励された「新林」の育成が、御札の発行すなわち御札山の指定とセットであった点を確認しておきたい。正徳期ころから、御札山制度は水野目林だけではなく、生産林を保護・育成するための制度としても活用されるようになったことが窺える。また、寛政・享和期における御札山の急増も、生産林の急増によるところが大きい。その背景には、郡方が山林資源の育成を奨励した影響があったと考えられる。

分布に着目すると、一七世紀初頭は仙北郡・平鹿郡・雄勝郡での設定が支配的であったが、延宝期（一六七三～八一）にかけて秋田郡の城下廻と川辺郡での設定数が伸びている。さらに、貞享期から享保期にかけて御札山の総数が著しく増加するなかで、山本郡と秋田郡の比内・小猿部・阿仁・男鹿でも、盛んに御札山が設定されるようになった。ここから、御札山制度は当初、雄物川上流域（仙北郡・平鹿郡・雄勝郡）を主な対象としており、次第に雄物川下流域（秋田郡の城下廻と川辺郡）、米代川流域・男鹿半島（山本郡と秋田郡の比内・小猿部・阿仁・男鹿）へと対象が拡大していく様子が窺える。

四　御札山の管理・利用の諸相

（一）　御札山の採草地利用

本章では、これまで検討してきた御札山が、実際にどのように管理・利用されていたのかを、「御札山略図」を素材に検討する。先述の通り、同史料には絵図や御札の記載内容だけでなく、村方からの願書やそれに対する藩の書付なども収録されている。これらは、文政四年（一八二一）・五年という特定の時期に作成されたもので、その内容も、史料の性格を考えれば当然のことではあるが、御札山の管理・利用をめぐる諸問題を取りあげたものとなっている。このように、右の願書や書付は、作成年代・内容ともに限定された史料ではあるものの、御札山の管理・利用に関する史料はそれほど多くないため、分析する価値は高いと思われる。

はじめに、御札山に指定されながら、それに反して採草地として利用されていた事例を二つ取りあげる。まず、秋田郡荒瀬村の御札山（水野目林）についてみてみよう。

〔史料7〕

乍恐書付を以奉願上候

枝郷幸屋村御札林之間比井野沢より高崎沢迄之間奥通、先年より草飼ニ相成候処、外ニ草飼地処も無之ニ付、先年之通右沢奥通草飼ニ被仰付被下置度奉願上候

一、総而御札山之内、草飼又者かのこ畑等伐開候義、先年より被仰渡候通堅ク御法度之趣、此度御回在之上尚又被仰渡奉畏候、以来共ニ

巌敷申含、木立取立候様可仕奉存候
右之趣宜様御取扱被下置度、偏ニ奉願上候、以上

荒瀬村
肝煎
長左衛門
長十郎
善左衛門
与右衛門
五郎右衛門
金五郎
五郎助
長兵衛

文政五年
午三月
清水新六郎殿
竹内久米助殿

右之通申出候ニ付、是迄草飼致来候地処者、見分之上任置候事ニ申渡ス、尚以来御札山取立之義厳ニ申渡候(55)

右の史料は、荒瀬村が木山方に提出した願書である。本史料によると、枝郷幸屋村の「比井野沢より高崎沢迄」は御札山に指定されていたが、同村はほかに採草地がないとの理由から、その「奥通」を採草地として利用し、水野目林を保護・育成してこなかった。この状況を廻在中に確認した木山方の役人は、御札山を採草地として利用したり、御札山で焼畑を営んだりすることは「先年」より禁止されている旨を改めて通告し、水野目林の保護・育成を命じた。これに対して荒瀬村は、今後水野目林の保護・育成に注力するので、「奥通」だけは従来通り採草地として利用させてほしいと出願し、木山方の許可を得ている。ちなみに、「比井野沢より高崎沢迄」が御札山に指定されたのは、正徳二年(一七一二)であった(56)。

次に、川辺郡椿川村の御札山(生産林)についてみてみよう。

〔史料8〕

乍恐書付ヲ以奉願上候
当十一月七日、各様御廻在被遊候而、当処御札山無残御見分被遊候処、右二ヶ処(みろく沢・黒沢)之義者御札積ニ御座候得共、先年より御田地之指障にも相成候義、格別之取立も無之罷在候処、此度御見分之上格別之御尋ニ相預り、恐至極ニ奉存候、依之此度重而被仰含之御事故、郷中相談仕、右弐ヶ処江郷中ニ而沢頭江明春より杉植立申度奉存候間、何卒御憐愍ヲ以願之通被仰付被下置度偏ニ奉願上候

椿川村
肝煎
藤右衛門
長百姓
孫左衛門
長兵衛
多兵衛
介右衛門

文政四年
巳十一月
清水新六郎殿
竹内久米助殿

右之通申出ニ付、書付ヲ以左之通申渡候
其村御札山之内みろく沢・黒沢、先年より草飼地ニ相成候処、右両沢江郷中ニ而杉植立仕度段相心得候、以来出精取立専要之事ニ候、成木之上三七御割合ヲ以可被下置候間、年々植付之員数可申出候、若不出精之義於有之者、御引上被成置候間、心得違無之様守護可致候、以上

木山方吟味役
清水新六郎

文政四年

巳十一月　　林取立役

川辺郡　　竹内久米助

椿川村

肝煎殿

長百姓中[57]

右の史料は、椿川村が提出した願書に対する木山方の書付である。本史料によると、「みろく沢」と「黒沢」は御札山に指定されていたが、同村は耕作に支障が出るとの理由から、同所を採草地として利用し続け、生産林を保護・育成してこなかった。この状況を廻在中の木山方の役人から詰問された同村は、翌春から「郷中」で同所へスギを植栽することを約束した。これに対して木山方は、植栽したスギが成林した場合には、歩分林制度に則って七割を村方に与えるので、植栽した本数を毎年報告するよう命じている。ちなみに、「みろく沢」と「黒沢」が御札山に指定されたのは、宝永四年（一七〇七）のことであった[58]。

このように、御札山の採草地利用や焼畑化は「先年」から禁止されていたものの、なかには採草地として利用されている場合もあった。こうした状況に対して、藩は林の保護・育成を再度命じ、特に青木の植栽にあたっては、歩分林制度に則って成林後の分収をあらかじめ認めている。ただし、採草地として利用していた場所が御札山の一部で、それに代わる場所がないという理由があれば、例外的に採草地としての利用も許可された。

（二）　御札山の「伐尽」

本節では、御札山が過剰な伐採によって「伐尽」となってしまった事例を取りあげる。左に引用するのは、仙北郡小種村の御札山（生産林・水野目林）に関する史料である。

〔史料9〕

①小種村之儀者久保田江便利成川筋故、年々薪炭之ため伐尽、大略小柴立ニ付、往々村形剪続かたき訳柄篤と申諭候処、書載を以申出候事左之通

一、②此度御札山御取調御回在、田ノ沢・堤ヶ沢・後ヵ沢之義御尋ニ御座候、右沢之義者御札被掛下候山処之事ニ是迄朦朧と申伝御座候得共、先々肝煎誰代ニ朽失候哉相知不申為、其方限迚茂聢と指心得不申、符人共不心得にて、大略伐尽小柴立ニ御座候、此度御札方限奉承知難有仕合ニ奉存候、近々御札願可申上候間、其節何分御取扱拝領被仰付被下度奉願上候、③泉沢御札山御見分ニ入置候処、無残小柴立ニ御座候付、右場処者当村遂（随）一之水目（野欠）と相見得候処、斯程剪尽候義、如何成訳ニ候哉と御不審ニ御座候、右山処之義者四五年以前凶作之砌、伊藤兵衛様御支配中願申上剪取飢饉を救、如此剪尽ニ相成申候、其以後取立可申処、困窮之者勝故行届兼罷在申候、然処此度被仰含之通、斯伐尽候而者水ノ目（ママ）御札拝領罷在候其趣意ニ不相叶、且村方水不足仕候而者御上江御苦柄申上、随而御百姓難義ニ及候者指見得候事故、急度村方申合、野火之防を第一と仕、符人共取立候様可仕、斯申合候而も不埒之者御座候ハヽ、山処引上厳ニ取扱仕候而も山処林立候様相守可申候間、御不審之義ハ御免被成下度奉存候

小種村肝煎　　加藤小三郎

文政四年巳四月十六日

田名部源太殿　　長百姓
国安文兵衛殿　　兵左衛門
　　左五右衛門
　　利左衛門(59)

まず、①②の部分によると、小種村は立地を活かして薪炭を盛んに生産し、久保田へ輸送・販売してきた。このため、同村の「田ノ沢・堤ヶ沢・後ヵ沢」は、御札山にもかかわらず「伐尽」となっていた。この点を廻在中の木山方の役人から詰問された同村は、同所が御札山であることは「朦朧」と申し伝えているが、御札はすでに失われており、境界すら不明なので、「符人」らも充分心得ず、「伐尽」になってしまったと弁明した。そして、御札の再発行を出願するとしている。ちなみに、「田ノ沢・堤ヶ沢・後ヵ沢」が御札山(生産林)に指定されたのは、宝永五年(一七〇八)のことであった(60)。

また、③の部分によると、「当村遂(随)一之水目(野欠)」と称された「泉沢」も、御札山に指定されながら、当時は「剪尽」となっていた。この理由を木山方の役人から尋問された同村は、「四五年以前凶作之砌」に許可を得て伐採し、その後、手入れが行き届かなかったために「剪尽」になったと説明した。そのうえで、このままでは水野目林の御札を拝領した趣旨に反し、水不足となって百姓が困窮するので、「符人」らに指示して水野目林を保護・育成させると約束している。さらに、もしこれが徹底されない場合には、同所を符人から没収し、村として保護・育成に尽力すると述べている。ちなみに、「泉沢」が御札山(水野目林)に指定されたのは、寛政七年(一七九五)のことであった(61)。

このように、御札山に指定されながらも、過剰な伐採で「伐尽」となった山林も存在した。御札山が青木や雑木を保護・育成するために、「下枝」「下草」の採取すら認めなかったことを考慮すると、こうした「伐尽」は林政改革に取り組む木山方にとって容認できるものではなかった。ただし、①の部分によると、「往々村形剪続かたき訳柄篤と申諭候」とあり、木山方は伐採を全面的に禁じていたわけではなく、持続的な利用を心掛けるよう説諭していた。前節で指摘したように、御札山でも青木の分収が認められていた点を踏まえると、御札山は青木や雑木の伐採を全面的に禁じる制度ではなく、苗木や若木を保護して成林を促し、成林後も持続的に利用するための制度であったと考えられる。実際に、秋田郡味噌内村の御札山(生産林)では文化一一年(一八一四)・一三年に薪の生産が許されているし(62)、同郡今泉村の御札山(生産林)では、文化一二年に「三尺廻より六尺廻まで」のスギ六〇〇本が同村に与えられている(63)。また、川辺郡北野田高屋村の御札山(水野目林)では文政四年(一八二一)に薪の生産が許されているし(64)、秋田郡黒沢村の御札山(水野目林)では文化一一年に「弐尺廻より五尺廻まで」のスギ五〇〇本が同村に与えられているように(65)、生産林だけでなく環境林でも青木や雑木の伐採が認められていた。

とはいえ、同じ御札山であっても、生産林と環境林を全く同じ範疇で捉えることには慎重でありたい。たとえば水野目林は、山林の水源涵養機能を高め、洪水や渇水を防ぎ、農業用水を安定的に供給することを目的としていた。それゆえ水野目林では、用材・薪炭材などの生産が、生産林よりも制限されなければならない。川除林や砂除林、頽雪除林も同様である(66)。小種村の事例を考慮すると、環境林の伐採が許されたのは、凶作などの非常事態に限定されていた可能性も想定される。

なお、保護・育成の主体に着目すると、御札山には、①椿川村の事例の

ように「郷中」が保護・育成に責任を負う場合と、②小種村の事例のように「符人」すなわち個々の林主が存在し、彼らが保護・育成に責任を負う場合の二通りがあったことが窺える。この点に留意して、次節では村方による御札の発行願いについて検討する。

（三）　村方による御札の発行願い

まず、郷中が御札山の保護・育成に責任を負う場合をみてみよう。左に引用するのは、秋田郡七日市村に対する藩の書付で、文化一〇年（一八一三）三月に作成されたものである。その内容は、同村による御札の発行願いへの返答である。

〔史料10〕

覚

秋田郡小猿部
七日市村

小猿部川前之内与助沢沢口水干迄峰限水落次第
右同村之儀者、数ヶ所往来橋有之、至而大材木ニ無之候而者掛渡不相成候へとも、外ニ備林迚茂無之、右沢所青木・雑木とも留置、右備ニ立置、此度御札被下置度願申出ニ付、御吟味被成置候処、御留山之内ニ候得共、格別之御吟味を以村方備林ニ被下置候間、植立出精いたし、以来橋木等之御苦柄願申上間鋪、御札者追々可被相渡候、猶右為冥加杉苗木弐万本、拾ヶ年ニ植立差上度申出之通被御聞届候、地形御吟味之上御差図可被成置候、以上
三月(67)

秋田藩における御札山の管理・利用

本史料によると、七日市村には橋が多く、その普請用材が不足していた。そこで同村は、御留山のうち「小猿部川前之内与助沢沢口水干迄峰限水落次第」を村方の「備林」とし、それを保護・育成するために御札の発行を出願した。なお、同村は御札を獲得するために、冥加としてスギの苗木二万本を一〇か年にわたって植栽することを約束している。この結果、藩は御留山ではあるが、特別に御札山に編入し、それを「村方備林」「郷中備林」として保護・育成するよう御札を発行している(68)。

このように、たとえ藩の直轄林である御留山であっても、橋の普請用材の確保といった特別な事情があれば、村方からの出願に基づき、「郷中備林」として御札山に指定された。

次に、符人が御札山の保護・育成に責任を負う場合をみてみよう。左に示したのは、同じく七日市村が木山方に提出した願書である。

〔史料11〕

乍恐書付を以奉願上候
当村加郷品類村地形之内、東者七日市村郷境、西者岩脇村郷境築地長根峰限、南者岩脇村往来道きり、北者小猿部川限、七日市村文蔵自分林に為植立罷有候間、乍恐御憐愍を以、此度御札拝領被仰付被下置度奉願上候

七日市村肝煎　文蔵
文政五年　長百姓
午三月日　久蔵
清水新六郎殿　伊助
竹内久米助殿
品類村　長百姓

金助
久八(69)

本史料によると、七日市村肝煎の文蔵は、近郷品類村の土地に「自分林」を植栽した。そして、七日市村・品類村の長百姓と連名で(70)、その「自分林」に対する御札の発行を出願した(71)。この結果、藩は当該区域を御札山に指定し、「七日市村文蔵林」として保護・育成することを御札によって認めている(72)。

それでは、文蔵はどのような理由から、「自分林」に対して御札の発行を出願したのであろうか。この点を検討するうえで参考になるのが、秋田郡荒瀬村で起こった山論である(73)。この山論は、享和三年(一八〇三)四月、荒瀬村が所持してきた郷林を、銅山方が「銅山料(領)」に編入しようと目論んだことに端を発する。争論は、文化元年五月に銅山方の敗訴で決着するが、その際に荒瀬村の主張の根拠となったのが、享保二〇年(一七三五)に発行された御札であった。この御札は、当該区域を御札山に指定し、同村の「郷林」として保護・育成することを認めたものである。山論の結果、再発を防止するため、境界表現に修正を加えた御札が改めて掲示されるとともに、境界にあたる二か所に「境森」が築かれた。

右の荒瀬村の事例では、御札は明らかに利用権の保証、あるいは正当化の根拠とみなされている。確かに御札山は、育成の過程では厳しい利用制限が掛けられていたが、一方では将来の利用を林主(村や個々の百姓)に約束し、それを周辺村々に認知させて盗伐などを防ぐ制度でもあったと考えられる。したがって、七日市村の文蔵は、一定期間の利用制限と引き替えに、「自分林」の保護・育成と成林後の利用を藩のもとに保証してもらうため、御札の発行を出願したものと考えられる。

おわりに

本稿では、御札山制度の分析を通じて、秋田藩における山林資源の管理・利用について考察してきた。最後に、その要点をまとめておこう。

①御札山は、苗木や若木を保護して成林を促し、成林後も山林の持続的な利用を図る制度であった。また、将来の利用を林主(村や百姓)に約束し、それを周辺村々に認知させて、盗伐などを防ぐ意義もあった。それゆえ林主は、一定期間の利用制限と引き替えに、御札の発行を藩に出願したと考えられる。このような意味で、御札山は確かに村井氏のいうように「民需を対象」とした山林であった。しかし一方で、御札山に青木が植栽されれば、歩分林制度に則って、藩も一定の御用材を確保できることを見落としてはならない。また、御札山で育成されるのが雑木であったとしても、それを加工した薪炭材を買い上げることで、藩は自らの需要を充足することができる。この点を重視すれば、御札山制度とは、直轄林の山林資源が減少していくなかで村々の郷林などに目を付けた藩が、村や百姓を刺激して、青木や雑木を盛んに育成させるための制度であったともいえよう(74)。

②藩は特定の山林を御札山に指定する際、その区域や保護・育成の目的を記載した木製の御札を発行した。この御札には、原則として家老が署名した。発行された御札の記載内容は、評定所で控えておくことになっていた。御札を拝領した村は、控えを作成して山林へ掲示するか、肝煎の手元で保管した。その後、御札は必要に応じて再発行された。御札が引き上げられ、御札山の指定が取り消される場合もあっ

た。こうした御札山制度の運用には、家老の意思も一定程度反映された。

③文化～文政期（一八〇四～三〇）には、林政改革の一環として、「山林御札控」「御札山略図」が編纂された。これにより、藩庁に居ながら、領内に分布する御札山を一定程度把握できる仕組みが整えられた。

④目的に着目すると、御札山は生産林と環境林に大別できる。この環境林には、水野目林・川除林・砂除林・頽雪除林が含まれる。保護・育成の主体に着目すると、御札山は、「郷中」が保護・育成に責任を負う場合と、「符人」すなわち個々の林主が保護・育成に責任を負う場合の二つに分類できる。

⑤御札山の設定は元和四年（一六一八）を初見とし、慶安期（一六四八～五二）から次第に増加していった。とりわけ、貞享期（一六八四～八八）から享保期（一七一六～三六）にかけての増加が著しい。元文期（一七三六～四一）以降、御札山の設定はやや落ち着くが、寛政・享和期（一七八九～一八〇四）に再び急増した。

⑥御札山制度は当初、雄物川上流域（仙北郡・平鹿郡・雄勝郡）を主な対象としており、次第に雄物川下流域（秋田郡の城下廻と川辺郡）、米代川流域・男鹿半島（山本郡と秋田郡の比内・小猿部・阿仁・男鹿）へと対象が拡大していった。

⑦宝永期（一七〇四～一一）までは水野目林の数が最も多く、御札山制度は当初、水野目林の設定を主な目的としていたことが窺える。水野目林の数は、新田開発の進展に呼応して漸増し、開発がやや落ち着いた貞享期から享保期にかけて特に増加した。

⑧生産林の数は、慶安期から次第に増加するようになり、とりわけ宝永期から享保期にかけて急増した。貞享期から享保期にかけての御札山の著しい増加は、生産林の急増によるところが大きい。こうした生産林急増の背景には、元禄期（一六八八～一七〇四）における林政担当役人の整備と、宝永・正徳期（一七〇四～一六）における青木の植栽および雑木の保護・育成の奨励があったと考えられる。正徳期ころから、御札山制度は水野目林だけではなく、生産林を保護・育成するための制度としても活用されたことが窺える。また、寛政・享和期における御札山の急増も、生産林の急増によるところが大きい。その背景には、郡方が山林資源の育成を奨励した影響があったと考えられる。

⑨御札山の採草地利用や焼畑化は「先年」から禁止されていた。ところが、文政期の時点で、採草地として利用されている例が複数みられた。こうした状況に対して、藩は林の保護・育成を再度命じている。「山林御札控」「御札山略図」の編纂とあわせて考えると、一九世紀林政改革では、御札山制度の立て直しが図られたといえる。ただし、採草地として利用していた場所が御札山の一部で、それに代わる場所がないとの理由があれば、例外的に採草地としての利用も許可された。また、御札山に指定されながらも、文政期の時点で、過剰な伐採により「伐尽」になっている山林も存在した。

以上の考察により、秋田藩の御札山制度の特徴は、一定程度明らかになったものと思われる。しかし、本稿で具体的な事例としてあげたのは、文政期という限られた時期のもので、年代による変化を充分に追うことができなかった。今後は、御札山が急増した貞享期から享保期にかけての一次史料を捜索し、分析を深めることを課題としたい。

註

（1）御札林とも表記されたが、本稿では御札山で統一する。

（2）岩崎直人『秋田杉林の成立並に更新に関する研究』（興林会、一九三九年）三四～三五頁。

（3）村井英夫『秋田藩林野史研究序説』（村井英夫、一九五九年）二一～二七頁。

（4）秋田県編『秋田県史 第二巻近世編上』（秋田県、一九六四年）四八五～四九二頁。

（5）秋田県編『秋田県林業史 上巻』（秋田県、一九七三年）一一三～一一七頁。引用文中の丸括弧内は、引用者が補った部分である。

（6）前掲秋田県編『秋田県林業史 上巻』九〇～九五頁。

（7）能代木材産業史編集委員会編『能代木材産業史』（能代木材産業連合会、一九七九年）一六一～一六四頁。

（8）前掲秋田県編『秋田県林業史 上巻』一〇八～一一三頁。なお、上記を分担執筆した中谷雅昭氏は、史料中の「檜」をそのままヒノキと理解しているようである。しかし、①ヒノキの天然分布は北限を福島県、南限を鹿児島県とすること（佐藤敬二『日本のヒノキ 上巻』〈全国林業改良普及協会、一九七一年〉九八頁）、②旧羽後国および秋田県ではヒバを「ヒノキ」と呼称したこと（農商務省山林局編『日本樹木名方言集』〈大日本山林会、一九一六年〉二七～二八頁。鷹巣農林植物同好会編『秋田の植物方言』〈鷹巣農林植物同好会、一九三〇年〉四三頁）を考慮すると、史料中の「檜」はヒバと理解すべきである。

（9）前掲秋田県編『秋田県林業史 上巻』一〇一～一〇五頁・一二五～一二七頁。

（10）前掲秋田県編『秋田県林業史 上巻』一二七～一三三頁。

（11）前掲秋田県編『秋田県林業史 上巻』一二八～一三三頁。

（12）芳賀和樹「近世阿仁銅山炭木山の森林経営計画―天保一四年炭番山繰を中心に―」（『林業経済』七五六、二〇一一年）。

（13）芳賀和樹・加藤衛拡「一九世紀の林政改革と近代への継承」（『林業経済研究』五八―一、二〇一二年）一九頁。番山繰とは、長期にわたって用材・薪炭材を安定供給するための伐採計画で、いわゆる輪伐に相当する。

（14）金森正也『藩政改革と地域社会―秋田藩の「寛政」と「天保」―』（清文堂出版、二〇一一年）。

（15）芳賀和樹「寛政期の秋田藩林政と藩政改革」（徳川林政史研究所『研究紀要』四八、二〇一四年）。

（16）芳賀和樹「秋田藩における一九世紀林政改革の基調―「山林取立」政策を中心に―」（徳川林政史研究所『研究紀要』五〇、二〇一六年）。

（17）前掲芳賀・加藤「一九世紀の林政改革と近代への継承」二〇頁。

（18）「山林御札控」一～八（国立公文書館蔵、請求番号：分館―〇六―〇三三―〇〇・平一九農水一〇四七五一〇〇～一〇四八二一〇〇）。一巻は六郡御留山、二巻は雄勝郡、三巻は平鹿郡、四巻は仙北郡、五巻は川辺郡、六・七巻は秋田郡、八巻は山本郡について収録する。

（19）介川東馬日記「文化九壬申年正月ヨリ十二月マテ 日記 六十」（秋田県公文書館蔵マイクロフィルム、史料番号：介川二〇）一〇月二九日条。ちなみに介川は、木山掛奉行として一九世紀の林政改革を主導した人物である。

（20）前掲「山林御札控」一。以下、引用史料中の読点、並列点、傍線、丸数字、丸括弧部分は引用者が付した。

（21）前掲「山林御札控」二。

（22）前掲「山林御札控」二。

（23）前掲「山林御札控」二。

（24）前掲「山林御札控」二。

（25）前掲介川東馬日記「文化九壬申年正月ヨリ十二月マテ 日記 六十」三月八日条に「六日ナリ」とある。

（26）前掲介川東馬日記「文化九壬申年正月ヨリ十二月マテ 日記 六十」一〇月二九日条。

（27）「御札山絵図」などとも表記されるが、本稿では最も使用例の多い「御札山略図」で統一する。

（28）「御札山略図 御城下廻近村五十目・男鹿迄」（史料番号：県C―四五〇）、「秋田郡御札山略図 小猿部・大阿仁・小阿仁」（史料番号：県C―四五一）、「秋田郡御札山略図 小猿部・大阿仁・小阿仁」（史料番号：県C―四五二）、「秋田郡御札山略図 北比内・南比内」（史料番号：県C―四五三）、「山本郡御札山略図」（史料

番号：県C―四五四）、「川辺郡御札山略図」（史料番号：県C―四五五）、「仙北郡御札山略図 坤」（史料番号：県C―四五六）、「御札山略図 乾」（史料番号：県C―四五七）、「小猿部・南比内御札山絵図 上」（史料番号：山口六〇〇一）、「北比内御札山絵図 下」（史料番号：山口六〇〇二）。ちなみに、県C―四五〇～四五七の八点は県庁から移管された史料で（秋田県公文書館編『秋田県庁旧蔵古文書（秋田藩関係文書Ⅰ）』（秋田県公文書館、二〇〇九年）四頁）、前掲秋田県編『秋田県史 第二巻近世編上』四八五～四九二頁で用いられたものと考えられる。

(29) 「山本郡御札山略図」（史料番号：図面六四）、「川辺郡御札山略図」（史料番号：図面六五）、「仙北郡御札山図」（史料番号：図面六六）、「仙北郡御札山図面 上」（史料番号：図面六七）、「仙北郡御札山 下」（史料番号：図面六八）、「平鹿郡御札山略図」（史料番号：図面六九）、「雄勝・平鹿郡御札山絵図面」（史料番号：図面七〇）、「秋田郡御札山略図 小猿部・大阿仁・小阿仁」（史料番号：図面七一）、「秋田郡小猿部・両阿仁村々 御札山絵図」（史料番号：図面七二）、「秋田郡御札山略図 御城下廻近村五十目・男鹿迄」（史料番号：図面七三）、「秋田郡御札山略図 北比内・南比内」（史料番号：図面七四）。

(30) 「御札山絵図面（雄勝・平鹿郡）」（請求番号：分館―〇六―〇三三―〇〇・平一九農水一〇四一五一〇〇）、「御札山絵図面（川辺郡）」（請求番号：分館―〇六―〇三三―〇〇・平一九農水一〇五六一〇〇）。これらの史料は、平成一九年度に林野庁東北森林管理局から移管された。ちなみに、「御札山絵図面」（請求番号：分館―〇六―〇三三―〇〇・平一九農水一〇四二一一〇〇）という史料も所蔵されているが内容は異なる。

(31) 前掲「御札山略図 御城下廻近村五十目・男鹿迄」（史料番号：県C―四五〇）の冒頭によると、「六郡御札絵図、総而九冊ニ分之」とあり、「御札山略図」は九冊で一揃いであったことがわかる。その内訳は明確でないが、筆者がこれまで調査してきた「御札山略図」を踏まえると、山本郡一冊、秋田郡三冊（「御城下廻近村五十目・男鹿迄」「小猿部・大阿仁・小阿仁」「北比内・南比内」）、川辺郡一冊、仙北郡二冊（大部のため分冊）、平鹿郡一冊、雄勝郡一冊であったと推測される。なお、「御札山略図」は複数の写本が作成されているが、どれが原本なのか（そもそも原本は現存するのか）は定かでない。そこで本稿では、複数の「御札山略図」を対照しながら分析する。

(32) 前掲「山林御札控」四。
(33) 前掲「山林御札控」四。
(34) 前掲「山林御札控」二。
(35) 前掲「山林御札控」四。
(36) 前掲「山林御札控」四。
(37) 前掲「山林御札控」四。
(38) 前掲「山林御札控」四。
(39) 前掲「仙北郡御札山略図 坤」（史料番号：県C―四五六）。
(40) 前掲「仙北郡御札山略図 坤」（史料番号：県C―四五六）。
(41) 前掲「秋田郡御札山略図 北比内・南比内」（史料番号：図面七四）。
(42) 前掲「山林御札控」六。
(43) 前掲「山林御札控」四。
(44) 前掲「御札山略図 乾」（史料番号：県C―四五七）。
(45) 前掲「川辺郡御札山略図」（史料番号：図面六五）。
(46) 前掲「雄勝・平鹿郡御札山絵図面」（史料番号：図面七〇）。
(47) 前掲「御札山略図 乾」（史料番号：県C―四五七）。
(48) 秋田藩では「川除」の方が一般的な表現なので、以後は「川除」で統一する。
(49) 前掲芳賀「秋田藩における一九世紀林政改革の基調」一一三頁。
(50) 前掲「御札山略図 乾」（史料番号：県C―四五七）。
(51) 安間只兵衛は、文政一二年一二月「覚（川連村肝煎関喜内植立杉、郷中割合定につき）」（「木山方以来覚追加」五―三、国立公文書館蔵、請求番号：分館―〇六―〇三三―〇〇・平一九農水一〇三一〇一〇〇所収）に林取立役として署名している。
(52) 雄勝郡の川除林は、すべて設定年代が不明である。雄勝郡の川除林は、川除林全体の約三割を占めるため、川除林の推移は参考値としておく。
(53) 前掲秋田県編『秋田県史 第二巻近世編上』二八五～二八六頁。
(54) 正徳三年九月「正徳三巳年山林取立被仰渡ヶ条」（「木山方以来覚」二―二、国立公文書館蔵、請求番号：分館―〇六―〇三三―〇〇・平一九農水

一〇四九四一〇〇所収）。

（55）前掲「秋田郡御札山略図　小猿部・大阿仁・小阿仁」（史料番号：県C―四五一）。

（56）前掲「秋田郡御札山略図　小猿部・大阿仁・小阿仁」（史料番号：県C―四五一）。

（57）前掲「川辺郡御札山略図」（史料番号：図面六五）。

（58）前掲「川辺郡御札山略図」（史料番号：図面六五）。

（59）前掲「御札山略図 乾」（史料番号：県C―四五七）。

（60）前掲「御札山略図 乾」（史料番号：県C―四五七）。

（61）前掲「御札山略図 乾」（史料番号：県C―四五七）。

（62）前掲「秋田郡御札山略図　北比内・南比内」（史料番号：図面七四）によると、「文化十一戌年願申上、薪明山ニ拝領」とある。

（63）前掲「秋田郡御札山略図　北比内・南比内」（史料番号：図面七四）によると、「文化十二亥年杉六百本拝領、三尺廻より六尺廻まで」とある。

（64）前掲「川辺郡御札山略図」（史料番号：図面六五）によると、「文政四年巳三月中依願薪山被明下候」とある。

（65）前掲「秋田郡御札山略図　北比内・南比内」（史料番号：図面七四）によると、「文化十一戌年杉五百本拝領、弐尺廻より五尺廻まで」とある。

（66）ただし、樹木は老齢になると、水源涵養・水害防備・飛砂防備・雪崩防止の機能を充分に果たせなくなる。したがって、環境林であっても適宜伐採し、新たな樹木を育成することが重要となる。

（67）前掲「秋田郡御札山略図　小猿部・大阿仁・小阿仁」（史料番号：県C―四五一）。

（68）前掲「秋田郡御札山略図　小猿部・大阿仁・小阿仁」（史料番号：県C―四五一）。

（69）前掲「秋田郡御札山略図　小猿部・大阿仁・小阿仁」（史料番号：県C―四五一）。

（70）「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典　秋田県』（角川書店、一九八〇年）三二四・三二五頁によると、正徳期以降、品類村の肝煎は七日市村の肝煎が兼帯したという。

（71）「自分林」は符人林とも呼ばれ、個々の林主が管理した山林である。

（72）前掲「秋田郡御札山略図　小猿部・大阿仁・小阿仁」（史料番号：県C―四五一）。

（73）芳賀和樹・渡部圭一・加藤衛拡「阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗―秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻―」（徳川林政史研究所『研究紀要』五〇、二〇一六年）一六七～一六九頁。

（74）「はじめに」で述べた岩崎氏・村井氏と『秋田県史』の見解の相異は、こうした御札山制度の二面性によって生じたものであろう。

〔附記〕

本稿は、二〇一四～一六年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）「江戸時代における林政の展開と森林資源の管理・経営システムに関する研究」（課題番号二六・八六四九、研究代表者芳賀和樹）、二〇一五～一六年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「東北型社会の特質に関する史的研究：地域資源の開発・管理・利用との関係を重視して」（課題番号一五H〇四五六〇、研究代表者加藤衛拡）による成果の一部である。史料調査では、秋田県公文書館・東北森林管理局・国立公文書館・おさるべ元気くらぶの方々に大変お世話になった。心より御礼申し上げる。